

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社中国銀行			コード	8382
提出日	2021/6/10	異動（予定）日	2021/6/25		
独立役員届出書の提出理由	2021年6月25日に開催予定の定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	佐藤 芳郎	社外取締役	○										○					有
2	小寺 明	社外取締役	○										○					有
3	古矢 博通	社外取締役	○										○		△			有
4	西藤 俊秀	社外取締役	○	▲									○					有
5	田中 一宏	社外取締役	○										○					有
6	清野 幸代	社外取締役	○										○					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	㈱アシスト代表取締役、千代田ビジョン㈱代表取締役。当行は同氏および㈱アシスト、千代田ビジョン㈱と一般預金者としての通常の銀行取引がありますが、取引の規模・性質に照らして株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、財務および会計に関して豊富な経験と高い見識および専門性を有しており、当行社外取締役として適任であることから選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	当行は同氏と一般預金者としての通常の銀行取引がありますが取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	伊藤忠商事㈱代表取締役常務等を歴任する等、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しており、当行社外取締役として適任であることから選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	元岡山県副知事(2009年4月から2012年11月まで)。当行は同氏と一般預金者としての通常の銀行取引があり、岡山県と預金・貸出金取引がありますが、同氏との取引の規模・性質、また、岡山県については地方公共団体であることに照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 当行は岡山県に寄付を行っておりますが、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	岡山県副知事を歴任する等、地方行政に携わった豊富な経験と見識を有しており、社外取締役として適任であることから選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	同氏の兄は、当行の総務部 理事部長等を歴任しておりましたが、2004年9月に退任しております。当行は同氏と通常の預金取引がありますが取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	花王㈱取締役常務執行役員として法務・コンプライアンス部門を担当する等、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しており、当行社外取締役として適任であることから選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5	税理士法人 田中会計代表社員、㈱田中会計代表取締役。当行は同氏および税理士法人 田中会計、㈱田中会計と一般預金者としての通常の銀行取引がありますが、取引の規模・性質に照らして株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年にわたる公認会計士および税理士としての職歴を通じて、財務および会計に関して豊富な経験と高い見識を有しており、当行社外取締役として適任であることから選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
6	当行は同氏と一般預金者としての通常の銀行取引がありますが取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、法務および男女共同参画に関する豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、当行社外取締役として適任であることから選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。